

調書(決定)

事件の表示 平成 21 年(行ツ)第 340 号
決定日 平成 22 年 2 月 4 日
裁判所 最高裁判所第一小法廷
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示 東京高等裁判所平成 20 年(行コ)第 153 号(平成 21 年 7 月 28 日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第 2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成 22 年 2 月 4 日
最高裁判所第一小法廷

当事者目録

上告人	国
処分行政庁	中央労働委員会
同補助参加人	全国金属機械労働組合港合同
同補助参加人	全国金属機械労働組合港合同南労会支部
被上告人	医療法人南労会